○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会公舎利用規程

〔平成 26 年２月６日
協議会規程第１号〕

（趣旨）

第１条　この規程は，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成 25 年４月１日施行。以下「規約」という。）第 25 条の規定に基づき，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会（以下「協議会」という。）が管理する公舎の利用について必要な事項を定めるものとする。

（公舎）

第２条　この規程において「公舎」とは，会長が協議会の職員及びその家族の住居の用に供し，又は供するものと決定した建物及びその付属建物並びにこれらに付帯する工作物その他の施設をいい，これらの用に供する土地を含むものとする。

（公舎とすることができる建物）

第３条　会長が公舎とすることができる建物は，当該建物からの通勤距離（協議会事務局に至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下同じ。）が２キロメートル未満となるものとする。

（公舎を利用することができる者）

第４条　公舎を利用することができる者は，次の各号のいずれかに該当すると会長が認める協議会の職員（協議会の職員として選任することを会長が決定している者を含む。）及びその家族とする。

(1) 住居からの通勤距離がおおよそ 50 キロメートルを超える者

(2) 職務の遂行上，特に公舎を利用する必要があると認める者

（公舎の利用申請）

第５条　公舎を利用しようとする者は，公舎利用申請書（様式第１号）により会長へ申請しなければならない。

２　会長は，前項の申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，公舎利用決定通知書（様式第２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（利用料）

第６条　会長は，前条第２項の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）から，利用料を徴収する。

２　利用料は，茨城県公舎利用規程（昭和 39 年茨城県訓令第８号）第５条第２項から第４項までの規定により算出した額とする。

３　前項の規定にかかわらず，公舎の利用に伴い協議会が公舎の所有者等に支出する額が会長が近隣の賃料相場等を踏まえ別に定める額を超える場合の当該利用者の利用料は，前項の規定により算出した額に当該協議会が支出する額から当該会長が別に定める額を差し引いた額を加えた額とする。

（利用料の減免）

第７条　会長は，前条第２項の規定にかかわらず，特に必要があると認めるときは，利用料を減免し，又は減額することができる。

（利用料の納付）
第８条　会長は，毎月の利用料について，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会公舎利用料納入通知書（様式第３号）により利用者に通知するものとする。
２　利用者は，毎月末日（12 月にあっては 28 日）までに，その月分の利用料を会長が指定する口座へ納入しなければならない。ただし，その日が次の各号のいずれかの日に当たるときは，その日後においてその日に最も近い休日等でない日（次の各号のいずれかの日及び 12 月 29 日から翌年の１月３日までの日以外の日をいう。）をもって納入期限とする。
(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
（利用者の公舎保全義務）
第９条　利用者は，公舎及び付属物件について，常に善良な管理者としての注意を払い，これを正常な状態で維持し，利用しなければならない。
（公舎の増改築等）
第10条　利用者は，公舎について増改築，模様替え，工作物の設置等をしようとするときは，会長に公舎増改築等許可申請書(様式第４号)を提出し，その許可を受けなければならない。
２　利用者は，前項の規定により許可を受けて増改築，模様替え，工作物の設置等をした公舎を返還しようとするときは，当該公舎を原状に復さなければならない。ただし，会長が特に認める場合は，この限りでない。
（転貸の禁止）
第11条　利用者は，その利用する公舎の全部又は一部を他人に転貸してはならない。
（経費の負担区分）
第12条　次に掲げる費用は，利用者が負担しなければならない。ただし，会長が特に認めるものについては，この限りでない。
(1) 公舎内の掃除
(2) 庭園の手入れ
(3) 給水設備の小修理
(4) 障子，ふすま等の張り替え，畳表替え及びガラスの差替え
(5) 汚物，じんかい等の処理に要する経費
(6) 電気，水道及びガスの使用料並びに電話料
(7) 前各号に掲げるもののほか，会長において利用者が負担することが適当であると認める費用
（滅失，毀損等の届出）
第13条　利用者は，公舎及び付属物件を滅失し，又は毀損した場合には，直ちにその状況を会長に届け出なければならない。
（原状回復等）
第14条　会長は，前条の場合において利用者の責に帰すると認める場合は，原状に回復させ，又は損害を弁償させるものとする。ただし，その事情によりやむを得ないと認めるときは，これを減免することができる。
（公舎の退去及び返還）
第15条　会長は，利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，退去を求める

ものとする。
(1) 第４条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
(2) この規程に違反したとき。
２　利用者は，前項の規定により退去を求められた場合は，その日から 30 日以内に公舎を返還しなければならない。ただし，30 日以内に退去することができないときは，その理由を明らかにした文書を会長に提出し，その許可を受けなければならない。
３　利用者は，公舎を返還しようとするときは，速やかに公舎返還届(様式第５号)を会長に提出しなければならない。
４　第２項ただし書の規定により利用期間の延長を認めた場合において利用者がその期間を経過してもなお退去しないときは，延長した期限の翌日から退去の日まで第６条に定める利用料の５倍に相当する利用料を徴収するものとする。
５　利用者は，公舎を退去するときは，電気，ガス，水道等の一時停止についての措置をとらなければならない。

（検査）

第16条　会長は，利用者の入居及び退去に際しては，当該公舎を検査し，又は必要な措置をとるものとする。

（公舎台帳）

第17条　会長は，公舎台帳(様式第６号)を備え，整理しておかなければならない。

（適用除外）

第18条　茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程（平成27年協議会規程第１号）第９条第２項の規定は，利用者の通勤手当については，適用しない。

（補則）

第19条　この規程に定めるもののほか，公舎の利用について必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成 28 年 11 月 30 日）

この規程は，平成 29 年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

茨城消防救急無線・指令センター
運営協議会　会長　　殿

住所
氏名　　印
電話番号
所属団体名
所属先電話番号

公舎利用申請書

公舎を利用したいので，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会公舎利用規程第５条第１項の規定により下記のとおり申請します。

記

１　利用しようとする理由

２　入居者

氏名	続柄	年齢	職業

３　駐車場利用の希望　　有　・　無　（　　台）

４　入居希望日

５　その他の希望等

様式第２号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

茨城消防救急無線・指令センター
運営協議会会長　　印

公舎利用決定通知書

年　月　日付けで申請のあった公舎の利用について下記のとおり決定したので，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会公舎利用規程第５条第２項の規定により通知します。

記

１　利用決定公舎

所在地	構造	面積	駐車場の位置及び利用台数
		㎡	

２　利用条件

(1) 利用期日は，　　年　　月　　日からとする。
(2) 公舎利用料（駐車場に係るものを除く。）は，月額　　円とする。
(3) 駐車場利用料は，月額　　円とする。
(4) 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会公舎利用規程を遵守すること。

様式第３号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

茨城消防救急無線・指令センター
運営協議会会長　　印

公舎利用料納入通知書

　　月分の公舎利用料について，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会公舎利用規程第８条第１項の規定により下記のとおり通知します。

記

１　　月分利用料

公舎利用料	円
駐車場利用料	円
計	円

２　振込先

金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	
口座名義			

３　納入期限　　年　　月　　日まで

４　備考

様式第４号（第 10 条関係）

年　　月　　日

茨城消防救急無線・指令センター
運営協議会　会長　　殿

住所
氏名　　印
電話番号
所属団体名
所属先電話番号

公舎増改築等許可申請書

公舎の増改築等をしたいので，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会公舎利用規程第 10 条第１項の規定により下記のとおり申請します。

記

１　公舎所在地

２　増改築等をしようとする理由

３　増改築等の内容

４　工事期間

５　設計書及び図面

６　工事費見積額

７　備考

様式第５号（第 15 条関係）

年　　月　　日

茨城消防救急無線・指令センター
運営協議会　会長　　殿

住所
氏名　　印
電話番号
所属団体名
所属先電話番号

公舎返還届

公舎を返還したいので，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会公舎利用規程第 15 条第３項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　公舎所在地

２　公舎返還期日

３　退舎後の住所

４　備考

様式第６号（第 17 条関係）

公舎台帳

<table>
<tr><td>所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所有者</td><td>氏名</td><td colspan="3">住所</td><td colspan="2">連絡先</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">構造
（造・葺・建）</td><td rowspan="2">床面積</td><td rowspan="2">室数</td><td rowspan="2">畳数</td><td colspan="3">借上料等</td></tr>
<tr><td>年月日</td><td>借上料</td><td>事由</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>㎡</td><td></td><td>延</td><td></td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用料</td><td>改定等の年月日</td><td colspan="2">金額</td><td colspan="3">摘要</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">利用状況</td><td colspan="2">利用者</td><td rowspan="2">利用決定年月日</td><td colspan="3" rowspan="2">返還年月日</td></tr>
<tr><td>団体名</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>